

防災連載(第6回)

「^{りさい}罹災証明書」ってなに? どのようなときに必要なの?

最近、災害が発生するたびにテレビの報道などで「罹災証明書」という言葉を聞きますが、この罹災証明書とは、どのような証明なのでしょう。

万一、災害によって被害を受けたときは、町に申請することにより罹災証明書が交付されます。この罹災証明書は、被害を受けた程度を証明するもので、生活再建支援などの公的支援や保険金請求のほか見舞金請求などに使用されます。

町は罹災証明書の交付にあたり現地調査を行い、罹災程度を「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の5つの区分に分類します。

罹災の程度	基準
全壊	損害が甚だしく、補修を加えても住むことが困難な場合
	損害を受けた部分が住家全体の50%以上
大規模半壊	半壊し、柱などの大規模な補修を行わなければ住むことが困難なもの
	損害を受けた部分が住家全体の40%以上50%未満
半壊	損害が甚だしいが、補修すれば元通りに住むことができる場合
	損害を受けた部分が住家全体の20%以上40%未満
準半壊	一部損害を受けたが、軽微で「半壊」に至らず、補修すべき場合
	損害を受けた部分が住家全体の10%以上20%未満
一部損壊	一部損害を受けたが、軽微で「準半壊」に至らず、補修すべき場合
	損害を受けた部分が住家全体の10%未満

災害によって被害を受けたときは、町へ1週間後から3か月以内に申請してください。

被害を受けた建物について至急補修に着手するときは、できる限り被害状況を写真に撮ってください。大規模災害の場合は、写真確認による罹災証明書の発行も行われています。

町では、災害により広範囲にわたり被害が発生した場合は、罹災証明書の受付場所、交付場所について、ホームページや広報などを通じてお知らせしていきます。

・災害見舞金について

真鶴町に住民登録がある世帯で、半壊以上の被害認定を受けた場合は、真鶴町災害見舞金支給条例により、1世帯当たり10万円の見舞金を受け取ることができます。詳しくは総務課防災係までお問い合わせください。

登録制メールについて

町からの災害時の情報伝達や防犯情報、防災行政無線の放送内容などを、ご希望の電子メールアドレスへ配信するサービスを開始しました。本サービスをご利用いただくためには、メールマガジンへの登録が必要となります。※登録方法が不明な場合などは総務課防災係にお問い合わせください。

真鶴町お知らせメール 登録手順(下記QRコードを読み込んでください。)

PC・スマートフォンの場合



フィーチャーフォン(ガラケー)の場合



※読み取れない場合は、下記アドレスに空メールを送信してください。

t-manazuru@sg-p.jp

☐問い合わせ 総務課 ☎内線314